

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	1
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教職員課）	1
○北海道立学校条例の一部を改正する条例.....（教育庁高校教育課）	1
○北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例（教育庁生涯学習課）	2
○北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例.....（教育庁生涯学習課）	3
○北海道立美術館条例の一部を改正する条例.....（教育庁文化財・博物館課）	3
○北海道立博物館条例の一部を改正する条例.....（教育庁文化財・博物館課）	4
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教育庁給与課）	4
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部会計課）	5
○北海道留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（警察本部留置管理課）	5
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	6

条 例

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例
北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例（昭和42年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から平成26年 4 月30日までの間にその額が確定するものについては、この条例による改正後の北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、少なくとも」を「少なくとも45分、8時間を超える場合に
おいては少なくとも」に、「休憩時間を」を「休憩時間を、それぞれ」に改め、
同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2
項とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「寄宿舎使用料」を「授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「においては、」の次に「授業料及び」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前条第3項及び第4項」を「前条第2項及び第3項」に改め、同項第3号中「2,050円」を「2,060円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 授業料 年額11万8,800円

第5条中第3項を第2項とし、同条第4項中「前条第5項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「進級料」の次に「、授業料（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程に係るものに限る。）、通信教育受講料」を加える。

第7条中「寄宿舎使用料、授業料」を「授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料」に改める。

別表第3中	寄宿舎使用料	ブロック造	月額 1,470円
		鉄筋コンクリート造	月額 2,050円

を	授業料	年額 118,800円	年額 32,400円 (学年による教育課程 の区分を設けない課程 については、1単位 1,750円)	に改める。
	寄宿舎使用料	ブロック造	月額 1,480円	
		鉄筋コンクリート造	月額 2,060円	
	通信教育受講料	1単位	340円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成26年3月31日において現に北海道立高等学校又は北海道立中等教育学校の後期課程の生徒であった者に係る授業料及び通信教育受講料の徴収については、当該者が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項に定めるもののほか、平成26年3月31日において現に公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等の生徒であった者であって、転学又は転学に類する編入学をしたものに係る授業料及び通信教育受講料の徴収については、改正後の条例第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例
北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道社会教育委員の定数等に関する条例

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例

北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立青少年体験活動支援施設条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を促進するため、北海道立青少年体験活動支援施設（以下「体験活動支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体験活動支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル砂川	砂川市	
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル深川	深川市	
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル森	茅部郡森町	
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル北見	北見市	
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル足寄	足寄郡足寄町	
北海道立青少年体験活動支援施設	ネイパル厚岸	厚岸郡厚岸町	

第3条各号列記以外の部分中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関する事業を企画し、及び開催すること。

第3条第2号中「少年の団体その他の者の行う集団宿泊訓練」を「青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動」に、「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に、「与える」を「行う」に改め、同条第3号中「少年の集団宿泊訓練、野外活動及び自然観察その他の自然に関する学習活動」を「青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動」に改める。

第4条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に改める。

第6条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に、「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め、各号を削る。

第7条、第8条、第12条及び第13条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に改める。

別表3の項中「450円」を「460円」に改め、同表4の項中「1,070円」を「1,100円」に改め、同表5の項中「400円」を「410円」に、「2,140円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（北海道立青年の家条例の廃止）
- 北海道立青年の家条例（昭和37年北海道条例第35号）は、廃止する。
（経過措置）
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた前項の規定による廃止前の北海道立青年の家条例第6条第1項の承認に係る申請でこの条例の施行の際同項の承認をするか否かの決定がなされていないもの又は施行日前になされた施行日以後の利用に係る同項の承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立青少年体験活動支援施設条例第7条第1項の承認に係る申請又は同項の承認とみなす。

北海道立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項(1)中「500円」を「510円」に、「410円」を「420円」に改め、同事項(2)中「400円」を「410円」に、「800円」を「820円」に、「650円」を「660円」に改め、同表の3の事項中「740円」を「760円」に、「640円」を「650円」に、「1,210円」を「1,240円」に、「900円」を「920円」に、「1,980円」を「2,030円」に、「1,540円」を「1,580円」に改める。

別表第3の1の事項中「74,680円」を「76,810円」に、「2,010円」を「2,060円」に、「2,680円」を「2,750円」に、「3,840円」を「3,940円」に、「9,210円」を「9,470円」に、「11,510円」を「11,830円」に、「19,140円」を「19,680円」に、「4,600円」を「4,730円」に、「6,130円」を「6,300円」に、「9,670円」を「9,940円」に、「3,580円」を「3,680円」に、「4,780円」を「4,910円」に、「7,070円」を「7,270円」に改め、同表の2の事項中「68,940円」を「70,900円」に、「8,020円」を「8,240円」に、「10,330円」を「10,620円」に、「15,720円」を「16,160円」に改め、同表の3の事項中「34,470円」を「35,450円」に、「8,020円」を「8,240円」に、「10,330円」を「10,620円」に、「15,720円」を「16,160円」に改め、同表備考2の事項中「68,940円」を「70,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項(1)中「930円」を「950円」に、「750円」を「770円」に改め、同事項(2)中「490円」を「500円」に、「930円」を「950円」に、「770円」を

「790円」に改め、同事項(3)中「930円」を「950円」に、「750円」を「770円」に改め、同事項(4)中「1,380円」を「1,410円」に、「1,190円」を「1,220円」に、「2,260円」を「2,320円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「3,430円」を「3,520円」に、「2,660円」を「2,730円」に改め、同表の2の事項中「68,940円」を「70,900円」に、「9,210円」を「9,470円」に、「11,510円」を「11,830円」に、「17,670円」を「18,170円」に改め、同表の3の事項中「68,940円」を「70,900円」に、「9,210円」を「9,470円」に、「11,510円」を「11,830円」に、「23,580円」を「24,250円」に、「8,020円」を「8,240円」に、「10,330円」を「10,620円」に、「20,830円」を「21,420円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「同日前」の次に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該学校職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第5項中「により学校職員」の次に「(次項に規定する学校職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する学

校職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則第35項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の91」を「100分の92」に改め、同表第2号の同欄中「100分の91.6」を「100分の92.6」に改め、同表第3号の同欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第4号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

附則第36項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「100分の80」を「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の80
- (2) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 100分の90（教育委員会規則で定める管理職員にあっては、100分の92）

附則第37項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日後1年間において行われるこの条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第6条第4項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第1条の2に規定する学校職員への準用）

- 4 前2項の規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第1条の2に規定する学校職員につ

いて準用する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の52の5の項中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表の54の項中「同項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表の54の2の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の54の項及び54の2の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

北海道留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

北海道留置施設視察委員会条例（平成19年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則第36項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項の表第1号の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの欄中「100分の91」を「100分の92」に改め、同表第2号の同欄中「100分の91.6」を「100分の92.6」に改め、同表第3号の同欄中「100分の96」を「100分の98」に改め、同表第4号の同欄中「100分の95.8」を「100分の97.1」に改める。

附則第37項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「100分の80」を「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の80

(2) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）

附則第38項中「平成26年12月」を「平成25年12月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。